

伊奈町業務委託最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する業務委託の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 予定価格 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定により定める価格をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含むものをいう。
- (2) 落札者 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者をいう。

(対象となる業務)

第3条 最低制限価格を設定する入札の対象業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建物総合管理業務
- (2) 人的警備業務
- (3) 建物清掃業務
- (4) 電話交換・受付案内業務
- (5) 施設設備の保守点検・管理運転業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

2 前項の規定にかかわらず、当該契約内容の適正な履行が確保され、最低制限価格を設定する必要がないと特に町長が認めるときは、最低制限価格を設定しないことができる。

(対象となる入札)

第4条 この要綱は、原則として、競争入札により設計金額が1件当たり500万円を超える業務の請負契約を締結しようとする場合で、かつ、伊奈町工事等請負業者審査選定委員会規程（昭和55年規程第1号）第

1 条の伊奈町工事等請負業者審査選定委員会において、当該契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認められた場合について適用する。

（最低制限価格の設定）

第5条 最低制限価格は、予定価格に100分の70から100分の90までの範囲内で町長が定める値を乗じて得た額とする。

2 前項における算出にあたっては、予定価格から消費税及び地方消費税を含まない額で計算を行うものとし、1,000円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に消費税及び地方消費税の額を加えて得た額とする。ただし、端数整理後の額が予定価格から消費税及び地方消費税を含まない額に100分の70を乗じた額を下回る場合は、1,000円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に消費税及び地方消費税の額を加えて得た額とする。

（予定価格書への最低制限価格の記載）

第6条 予定価格書には、予定価格及び入札書比較価格のほかに、最低制限価格（消費税及び地方消費税を含まない額）を記載し、さらに、当該最低制限価格に消費税及び地方消費税の額を加えて得た額を記載するものとする。

（入札参加者への告知）

第7条 第5条の規定により最低制限価格を設けた場合、入札の公告又は指名通知に当該競争入札が最低制限価格を設定している入札である旨を明らかにしておかなければならない。

（入札の執行）

第8条 第5条の規定により最低制限価格を設けた場合、最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者があるときは、当該入札をした者は失格とする。

（落札者の決定）

第9条 第5条の規定により最低制限価格を設けた場合、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 前項の最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は抽選によるものとする。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。